

第4章 職員の休業に関する状況

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部又は一部を勤務しないことができる制度です。本市では、休業には自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び大学院修学休業があります。

1 休業の状況

(1) 自己啓発等休業

自己啓発等休業は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として設けられている制度です。職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、3年を超えない範囲内の期間において、休業することができます。

令和6年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	0人
女性職員	6人
合 計	6人

(2) 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、女性の登用の促進及び男女の仕事と子育て等の両立支援の観点から、配偶者の転勤に伴う離職への対応策として設けられている制度です。職員は、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするために、3年を超えない範囲内の期間において、休業することができます。

令和6年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	0人
女性職員	15人
合 計	15人

(3) 育児休業

育児休業等に関する制度は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

令和6年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	614人	100人	13人
女性職員	1,849人	581人	104人
合 計	2,463人	681人	117人

(注) 1. 男性職員については、育児休業のほかに、20日以上分べん看護職免、育児参加職免、年次休暇を取得した者が81人います。

2. 令和6年度に子が出生した職員は、男性764人、女性700人です。

(4) 大学院修学休業

大学院修学休業は、公立の小学校等の教諭等が、大学院の課程等に在学し、専修免許状を取得することを目的として設けられている制度です。3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間において、休業することができます。

令和6年度における取得者数は、次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	0人
女性職員	0人
合 計	0人

(注) 本市における公立の小学校等の教諭等とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師です。